目 次

告

示

○救急医療機関の認定

○指定施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託

○保安林の指定の予定 ○県営土地改良事業換地計画の縦覧

○道路の区域変更(二件 ○保安林の指定

○道路の供用開始

公

告

○港湾法に基づく簡易代執行により除去した工作物等の保管について

宮

○開発行為に関する工事の完了(二件)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

(教育庁教育企画室) (警察本部会計課)

八 六

同

八

八

契

約

課

兀 兀

(建築宅地課)

港

湾

課

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決

公安委員会

定

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

○少年指導委員の委嘱

告

(1)

○宮城県告示第二百六十号

示

行

救急病院と認定した。

令和四年四月一日

救急病院等を定める省令

(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を

発 宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267

(毎週火,金曜日発行)

ページ

十九 - 一 仙台市若林区大和町二 - 二

令和四年四月

日

院東北医科薬科大学病

二-一 仙台市宮城野区福室一-十

令和四年四月

日

**日** 令和七年三月三十

名

称

所

在

地

認定年月日

認定の有効期限

宮城県知事

村

井

嘉

浩

若林病院 東北医科薬科大学病

(医療政策課 ○宮城県告示第二百六十一号

障害福祉課

農村整備課

の使用に係る使用料の徴収事務を令和四年三月二十八日次のとおり委託した

宮城県知事

村

井

嘉

浩

地方自治法施行令(昭和二十二

二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、

宮城県援護寮

(森林整備課)

令和四年四月一日

同 路

課

(道

 $\equiv$ 

同

委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番三号

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

 $\equiv$ 委託期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百六十二号

の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。 業南三陸地区田表工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事

れたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、 計画の取消しの訴えを提起することができる することができる。また、この換地計画については、 七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十 上記の審査請求のほか、 宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地 この換地計画が定めら

令和四年四月一日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

○宮城県告示第二百六十四号

令和四年四月一日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安

整備課)及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁 (水産林政部森林

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

指定施業要件

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐とする。

字板谷西山三六(次の図に示す部分に限る。

指定の目的

水源の涵養

黒川郡大郷町東成田字板谷西山三六

保安林予定森林の所在場所

宮

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

換地計画書の写し 縦覧に供する書類の名称

縦覧期間

令和四年四月四日から令和四年五月六日まで

縦覧場所

 $\equiv$ 

南三陸町役場

○宮城県告示第二百六十三号

林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安

令和四年四月一日

宮城県知事 村

井 嘉 浩

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

宮城県知事

村

井

嘉

浩

 $\equiv$ 道路の区域

同市閖上字新狐島無番地先まで 名取市閖上中央一丁目無番地先から 変 更 0) X 間 前変 更の 後 前 -敷 メ 二一・〇~四三・六 一一九八三三、五 地 10 トル)員 敷 <u>у</u> 地 六 六一三・〇 0) ŀ 延

保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

本吉郡南三陸町入谷字岩沢三三の三三、三三の四六

 $\equiv$ 指定の目的 水源の涵養

 $\equiv$ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

場に備え置いて縦覧に供する。)

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び南三陸町役

○宮城県告示第二百六十五号

変更したので告示する。

務所において一般の縦覧に供する。 令和四年四月一日

道路の種類 県道

路 線 名 塩釜亘理線

# 変更したので告示する。 ○宮城県告示第二百六十六号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

務所において一般の縦覧に供する その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事

ŋ

令和四年四月一日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

道路の種類 県道

三 道路の区域 路 線 名 閖上港線

変

更

0)

名取市閖上東三丁目三番一地先から 区 間 前変更 後の 前 一 元 二 ---敷 地 0) ル幅ル } 員 ○敷 地 四八九・九 0)  $\vdash$ ル延 長

## ○宮城県告示第二百六十七号

同市小塚原字西中塚無番地先まで

後

一三・六~三九・六

\_

五八三・七

開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を

務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年四月一日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事

令和四年四月一日

宮

宮城県知事 村 井 嘉

浩

県 種道 路 類の 道 塩釜亘理線 路 線 名 同市閖上字新狐島無番地先まで名取市閖上中央一丁目無番地先から 供 用 開 始 0) X 間 令和四年 供用開始年月日 四月一 日

#### 公 告

同条第二項の規定により宮城県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行い、 〇港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第五十六条の四第一項の規定により命じた措置について、 同条第

(3)

第四項の規定により公示する。 三項の規定により工作物又は船舶その他の物件 (以下「工作物等」という。) を保管したので、同条

の他同条第二項の規定により措置を命ずべき者の負担とする。 なお、当該工作物等の保管その他の措置に要した費用は、港湾法第五十六条の四第八項の規定によ 当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者そ

令和四年四月一日

工作物等の名称又は種類、形状及び数量

宮城県知事

村

井

嘉

浩

別表のとおり

工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を撤去した日時 別表のとおり

三 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別表のとおり

四

工作物等を返還するため必要な事項

宮城県仙台塩釜港湾事務所において、当該工作物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他当

該工作物等について権原を有する者であることを証明する書類を提示し、港湾法施行規則(昭和二 還するものとする。 十六年運輸省令第九十八号)第三十七条に規定する様式(第九号様式)による受領書と引換えに返

Ŧi. 問合せ先

宮城県仙台塩釜港湾事務所

仙台市宮城野区港三丁目一番三号

電話 (〇二二) 二五四-三一三二

関係図書の閲覧場所

六

宮城県土木部港湾課及び宮城県仙台塩釜港湾事務所

別表

|                      | 敕      |       |
|----------------------|--------|-------|
|                      | 整理     |       |
| は名<br>種称<br>類又       | 保管した   |       |
| 形<br>状<br>           | た工作物   |       |
| 数<br>量               | 等      | 保     |
| いた場所                 | 放置されて  | (管した工 |
| i<br>l               | 散失 ご目寺 | 上作 物等 |
| 日時                   | 保管を始めた | 一覧簿   |
| (1)<br>管<br>(2)<br>与 | 音り 易   |       |
|                      | 開      |       |
|                      | 学      |       |
|                      |        |       |

| 二  | _  |
|--|--|
| 船舶   | 船舶                                       |
| ーャプ<br>トーレ<br>ボジ                           | l ヤプ<br>ト l レ<br>ボジ                      |
| -<br>隻                                     | 一隻                                       |
| 区内) 区域郡(代ケ宮城郡七ケ                            | 区<br>内)<br>浜町(代ヶ<br>地<br>ボボセケ            |
| 二月一十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十    | 分一月令<br>時五十五十五<br>五十五後三                  |
| 三月一日一日十一日十一日十一日十一日十一日十一日十一日十一日十一日十二十二十二十二十 | 二時三十分<br>一日午後<br>一日午三十分                  |
| 内)<br>協称 (代ケ<br>地区<br>大大                   | 内)<br>崎谷地地区<br>浜町(代ケ<br>上地区              |
| WORLD                                      | 七一二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十 |

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域 Î

令和四年四月一日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事

3

宮城郡利府町加瀬字北窪五十七番三、五十八番 浩

宮城郡利府町加瀬字河原二十九番地 ビックブ

鈴木 翔太 ロード一〇二号室

〇都市計画法 区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

令和四年四月一日

宮

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

宮城県知事 村 井 浩

宮城郡利府町赤沼字櫃ケ沢二十三番二

勝治

宮城郡松島町手樽字銭神十六番地の三

7

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月一日

入札に付する事項

宮城県知事

村

井

嘉

浩

購入物品及び数量 電子プローブマイクロアナライザ 一式

- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 納入期限 令和五年三月二十四日

3

納入場所 宮城県産業技術総合センター (宮城県仙台市泉区明通二丁目二番地

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城
- をしていない者であること。 る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ
- なされなかった者とみなす。 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす 更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

日施行)

別表各号に規定する次のいず

為は、 れかに該当するときは入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行

入札に参加しようとする者の行為とみなす。

による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店 個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員 その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理 以下「暴対法」という。)

営に事実上参加していると認められるとき。第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経

- こ、入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- 又は関与していると認められるとき。等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人下 一条力団等がという。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
- していると認められるとき。四の入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有

### 入札書の提出場所等

Ξ

## 電子調達システムの利用

1

- 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては 一 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては
- あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより
- に問い合わせ先 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並び
- 〒九八○-八五七○ 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(5)

宮城県出納局契約課物品班(担当 内田 香穂 電話〇二二-二一一-三三三三三

令和四年四月十二日(火)まで2あて申し出ること。郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、

3

- 4 一般競争入札参加資格審査
- (火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受は、入札説明書に定めるところにより令四年四月八日(金)午前九時から令和四年四月十二日)。システムを用いて参加資格審査を受ける場合。システムにより入札に参加しようとする者)

けなければならない。

- 提出し、参加資格の審査を受けなければならない。書に定めるところにより令和四年四月十二日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、書面により参加資格審査を受ける場合《書面により入札に参加しようとする者は、入札説明
- 5 入札書の提出期限等

 $(\equiv)$ 

○ システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年四月十四日(木)午前九時から令和四年四月十八日(月)午後五時まで

- 二 書面により入札書を提出する場合
- 日時 令和四年四月十八日(月)午後五時
- ロ 場所 2に同じ
- ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。ハー郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。
- 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- 6 開札の日時及び場所

令和四年四月十九日(火)午前十時 宫城県行政庁舎十八階一八○三会議室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

- 五その他
- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定に
- よる。

3

- 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- \* 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、 無効とする。

- 5 る金額を控除した金額を入札書に記載すること。 るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当す 捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、 税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 入札金額の記載方法 契約金額は、 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ その端数金額を切り
- 6 者とする。 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

3

2

- 契約書作成の要否
- 8 7 申請書等の作成に要する経費 要 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は、 入札説明書による

#### 六

### Summary

- Nature and Quantity of the Items to be Procured: Electron Probe Microanalyzer (1 set)
- Deadline for Delivery: March 24, 2023 (Fri.)
- written in the specification). Place of Delivery : Industrial Technology Institute, Miyagi Prefectural Government (as
- Deadline for Bid Submission: April 18, 2022 (Mon.), 5:00 p.m
- Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333 Contact Information: Kaho Uchida, Procurement Section, Government Contract Division
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、 令和四年四月一日 次のとおり一般競争入札に付す

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 入札に付する事項

- 調達案件及び数量 令和四年度ICT支援員配置業務 式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による
- 3 契約締結日から令和五年三月二十四日まで
- 4 履行場所 県立学校等(三十三か所

- 入札に参加する者に必要な資格に関する事項 入札に参加する者に必要な資格は、 次のとおりとする。
- 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であ
- 調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品
- をしていない者であること。 る廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立て 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条によ
- の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第 なされなかった者とみなす。 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
- 更生手続開始の決定を受けた者について、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっ 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお ては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- れかに該当するときは、入札に参加することはできない 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいず
- 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
- 力団員による不当な行為の防止等に関する法律 店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及 団員が経営に事実上参加していると認められるとき 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、 第 個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴 一条第六号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) である場合、 (平成三年法律第七十七号。以下 非常勤を含む役員及び支配人並びに支 「暴対法」と 又は暴力
- $(\Box)$ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、 自己若しくは第三者の不正な利益を図

宮

ŋ の威力を利用するなどしていると認められるとき 力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者 又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団 警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。) (以下 「暴

- 等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、 又は関与していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以 「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人
- 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有
- していると認められるとき 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取
- 引したり、又は不当に利用していると認められるとき
- 過去2年以内に、学校現場におけるICT支援業務の受注実績を有すること。

当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

- 10 現地支援員の指導、助言に当たらせること 教育情報化コーディネータ2級以上の有資格者又はICT支援員能力認定試験に合格した者を
- 11 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること
- すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。
- 構成員のいずれかが、8から10までの要件を満たしていること。
- $(\Xi)$ 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していな
- 12 目八番一号 電話○二二-二一一-三三三五)へ令和四年四月四日(月)までに申請すること。 項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八○−八五七○ い者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていな 宮城県仙台市青葉区本町三丁
- 入札書の提出場所等 電子システムの利用

1

れるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続 認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供さ きの総称をいう。 本調達案件は、電子入札 以下同じ。)を併用して入札を行うものとする (電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては

(7)

- あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、 入札説明書に定めるところにより、
- 様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵送又は書面による入札書の提出場所、 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕

2

(二)

〒九八○-八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班 (担当 長田 電話〇二二-二一一一三六一二

入札説明書及び仕様書の交付期間

3

の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する祝日(以下「祝日」という。) を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。 令和四年四月一日 (金)から令和四年四月六日(水)まで(ただし、日曜日、 土曜日及び国民

入札参加資格審査

より入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。 入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参に

- 5 入札書の提出期限等
- (--)宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
- (二) 郵送による場合 令和四年四月八日(金)午前九時から令和四年四月十二日 (火) 午後五時まで

で到達すること(郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。

令和四年四月八日(金)午前九時から令和四年四月十二日

(火) 午後五時までに2の場所ま

 $(\equiv)$ 持参による場合

結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること 6の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4の入札参加資格確認

開札の日時及び場所

6

令和四年四月十八日(月)午前九時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階 教育企画室

入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

兀

Ŧī.

1

- 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- 2 入札保証金及び契約保証金 第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則 財務規則 (昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、 (平成) 一十四年宮

城県規則第四十五号)第二条の規定による。

- 3 者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札
- 4 かを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である 金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) 入札金額の記載方法 契約金額は、 入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する
- 5 を落札者とする。 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者
- 6 最低価格の入札者以外の者を落札者とすることの有無
- 契約書作成の要否

7

- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 詳細は入札説明書による。

六

Summary

- Nature and Quantity of Service to be Procured : ICT support staff service for FY 2022
- Contract Period: From day of contract settlement to March 24, 2023
- Place of Implementation: Prefecturals schools and other locations (33 locations)

宮

- Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture Deadline and Place for Bid Submission: April 15, 2022, 5:00 p.m. Information Promotion
- office, Miyagi Prefectural Government Building, 16th floor Time and Place for Bid Selection: April 18, 2022, 9:00 a.m. Education Planning Division
- 980-8423 JAPAN Tel.: 022-211-3612 Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture Contact Information: Information Promotion Section, Education Planning Division, Board of
- Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年四月

宮城県知事 村 井 嘉

浩

- 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 交通管制システム保守点検業務 式
- 葉区本町三丁目八番 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青
- 落札者を決定した日 令和四年三月二十三日
- 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 オムロンフィールドエンジニアリング株式会社東北
- 支店 仙台市青葉区二日町二番十五号

四  $\equiv$ 

落札金額 六千五十万円

Ŧi.

契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

六

七

入札の公告を行った日 令和四年二月七日

令和四年四月一日

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、

次のとおり契約の相手方を決定した。

宮城県知事

井

浩

式 嘉

村

- 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務
- 葉区本町三丁目八番一号 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青
- 契約の相手方を決定した日 令和四年三月十日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支社 仙台市青葉区中
- 央四丁目六番一
- Ŧi. 契約金額 八千三百六十九万六千六百九十円
- 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七

一第一項第二号該当

契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の

#### 公 安 委 員 슾

〇宮城県公安委員会規則第7号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和4年4月1日

宮城県公安委員会委員長

F

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正

| (6)   (7 |
|--|
| 株  |
| # (略)  (略)  ( (略)  ( (   |
| 一   一   一   一   一   一   一   一   一   一  |
|  |

| 「略)  | (略) (略)<br>(略)<br>(略)<br>(略)<br>(略)<br>(略)<br>(略)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(格)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A)<br>(A) |                         | 赤井駐在所                                 |             |                     |              | 矢本交番        |              |              |             |              |             |             |             |      |                |             |                  |             |           | 湊交番         |             |             |             |            |             |             |             |                    |             |     | 名称        | 石卷警察署 | 泉警察署~大和警察署 |     |
|--|--|-------------------------|---------------------------------------|-------------|---------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|------|----------------|-------------|------------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------------|-------------|-----|-----------|-------|------------|-----|
| (略)            | (略) (内型) (内型) (内型) (内型) (内型) (内型) (内型) (内型)  | (略)                     | 東松島市のうち<br>赤井                         | (略)         |                     |              | 1           |              | 米気延言のつっ      |             | (略)          | はない。        | 丁目から        | 松並町二        | 校並町— | <b>明神町一丁目、</b> |             | <b>から漆町四丁目まで</b> |             |           | 不動町一丁目、不動町二 | 一丁目、八幡町二丁目、 | 門町四丁目まで、八編町 | で、大門町一丁目から大 | 丁目から魚町三丁目ま | 口町三丁目まで、魚町一 | 更、三口町一丁田から三 | 目まで、鹿妻東、鹿妻本 | 鹿妻一丁目から鹿妻五丁        | 石巻市のうち      | (略) | 受持区域      |       |            | (略) |
| (名) (名) (名) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本 | (名) (名) からじし (名) がらのでも、 (略) がらのでも、 (を) がら田川 (日   |                         |                                       |             |                     |              | 矢本交番        |              |              |             |              |             |             |             |      |                |             |                  |             |           | 湊交番         |             |             |             |            |             |             |             |                    |             |     | 名称        | 石巻警察署 | 泉警察署~大     |     |
|  |  | (略)                     |                                       | (略)         |                     |              | 大曲、小松、新館前、み | 男子で、赤井、大道、   | 米気返言のこの      | 一曲交向古のいた    | (略)          | 田まべ         | 町一丁目から吉野町三丁 | TE.         |      | 明神町一丁目、        | 4           | _                |             |           | 不動町一丁目、不動町二 | 一丁目、八幡町二丁目、 | 門町四丁目まで、八幡町 | で、大門町二丁目から大 | J<br>H     | 严           | 町、川口町一丁目、川  | 目まで、鹿妻東、鹿妻本 | 鹿妻一丁目から鹿妻五丁        |             | (略) | 受持区域      |       |            | (略) |
| 型型   |  | 一/ 牧、牧 ご、田 ご、 曲添、原下、原添、 | 一、万谷、堂下、堂ノ人、<br>北、西、南、 <u>大阪</u> 、畑中、 | 元、岩下、堰合、境、松 | 向山、中原、 <u>曽根</u> 、松 | 大姐、大沢、宮前、作田、 |             | 曽根及び橋元)、新井町、 | 鳥飼、泉、下谷地、入山、 | 八幡前、柴西、稲荷前、 | 場、下釣、中釣、西谷地、 | 平場、堂前、鹿野、砂取 | (長井戸、中篠、河原、 | 西、中町、中町東、長瀞 |      | 館、桜小路、下小路、下    | 井戸、上町、北新町、旧 | 寺、逢隈蕨、上茨田、亀      | 屋、逢隈下郡、逢隈神宫 | を除く。)、逢隈鷺 |             |             |             |             |            |             | 崎、新釜、中原、北原、 |             | <b>逢隈榎袋、逢隈鹿島、逢</b> | 五日町、祝田、裏城戸、 |     | 亘理郡亘理町のうち | (略)   | 受持区域       |     |

逢隈鹿島、逢 逢隈高屋(<u>鳥矢</u> **悪町の**うち 特区域 中原、北原、 .田、裏城戸、

探西、稲荷前、下谷地、入山、下谷地、入山、 橋元)、新井町、 南新田、南町、 田、橋下、北田、 尺、宮前、作田、 原、<u>曽根</u>、 校 、 場合、境、校 、 場合、境、校 n、<u>大阪</u>、畑中、 坂下、山下、谷 下、原添<u></u>\_\_畑 田、館南、道田 | 中町東、長瀞 | 下郡、遙蹑神宮 羰、上茨田、亀 町、北新町、旧 路、下小路、下 **〕**、鹿野、砂取 中釣、西谷地、 中篠、河原、

旦理警察署 気仙沼警察署~角田警察署

(器)

名称

受持区域

| 中國後、中國語、中上郡、<br>中國經、中國語、中上郡、<br>全國理郡 (中國語、中上郡、<br>全國理、中國語、中區語、中上郡、<br>全國理、中國語、中國語、中經里、<br>田田町、祝田、表田、表域戸、<br>強腰複綾、遙陽萬島、山<br>園地域)、北原、新釜、新<br>節原、各際 (高磐自動車道の東側<br>地域)、北原、新金、新<br>前原、本原、中原及び<br>南、海原、市町、上町、北新町、旧<br>井戸、上町、北新町、旧<br>井戸、上町、北新町、旧<br>井戸、中町、中町東、海<br>海、海町、海町、高田、高町、海町、海町、海町、海町、海町、市町、市町、市町、大山、<br>市田(治田、海町、市田、大田、<br>市田(治田、新下、北田、<br>市田(治田、新下、北田、<br>市田(治田、新下、北田、<br>市田(治田、新下、北田、<br>市田(治田、新下、北田、<br>市田(治田、新下、北田、<br>市田、大道、南町、<br>市田、大道、大道、<br>市田、大道、大道、<br>市田、大道、大道、<br>市田、大道、大道、<br>市田、大道、大道、<br>市田、大道、大道、<br>市田、大道、大道、<br>市田、大道、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>市、大道、<br>元、元、、元、、元、<br>市、、五、、一、<br>市、大道、<br>元、元、、元、、元、、元、<br>市、、五、、一、、一、、一、<br>市、、五、、一、、一、、一、、一、、一、、一、、一、、一、、一、、一、、一、、一、 |  | <b>₩</b>  | 署<br>所<br>在<br>地<br>交   |   |
|---|--|---|---|---|
|   | (池田、橋下、北<br>大沢、宮前、作<br>大沢、宮前、作<br>中原、 <u>曽根下</u> 、<br>中原、 <u>曽根下</u> 、<br>等下、堰合、竣、<br>等下、堰合、竣、<br>等下、堂下、堂ノ<br>5谷、堂下、堂ノ<br>5、南、 <u>大坂、</u> 畑<br>反、坂下、山下、<br>原下、原添 <u>及て</u> | 中国、强阔、<br>中国、中国東、<br>中国、中国東、<br>中口、中篠、河<br>中省、 選野、<br>強前、 選野、<br>一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一 | 地域)、鳥西地域)、鳥西地域)、鳥西地域)、鳥西崎、鳥屋崎、鳥屋崎、鳥屋崎、原を除く。)原を除く。)原を除て郡、、漁隈下郡、上町、土町、土町、土町、土町、土地、核小路、下 | 理郡亘理町のう<br><u>模袋、字鹿島、字</u><br><u>高屋、字驚屋、字</u><br>日町、祝田、裏<br>日町、祝田、裏<br>田町、祝田、裏<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、祝田<br>東<br>田町、<br>本<br>田町<br>大<br>本<br>田町<br>大<br>本<br>田町<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>田<br>大<br>本<br>は<br>、<br>本<br>は<br>、<br>本<br>は<br>、<br>本<br>は<br>、<br>本<br>は<br>、<br>は<br>、<br>本<br>は<br>、<br>本<br>は<br>、<br>は<br>、<br>、<br>本<br>は<br>、<br>、<br>、<br>本<br>は<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、<br>、 |

| (11)                                  | 1 1 1 1 1 1              | 4 华                        | 4 J.        | 1            | <u> </u>    | 金           | 唯           | <u> </u>                       |               |              |           |     | 7/          | 火            |             | <u></u> 宗   |             | 1           | <u> </u>    |             | <b>学</b> 区  |           |           |             |              |             |              |             |   |              |             | 牙            | 292       | 万   |                 |
|---------------------------------------|--------------------------|----------------------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------|---------------|--------------|-----------|-----|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-----------|-------------|--------------|-------------|--------------|-------------|---|--------------|-------------|--------------|-----------|-----|-----------------|
| _                                     |                          | 山下駐在所                      |             |              |             |             |             |                                |               |              |           |     |             |              |             |             | 荒浜駐在所       |             |             |             |             |           |           |             |              |             | 第1年77        | 栗 在 日 参 田   |   |              |             |              |           |     |                 |
| / 他則、消火、毙山、日川、                        | 場)、八手庭、山寺(山下、石田、古屋敷、物見前、 | 耕土、北、梅田、蟹田、<br>桜田、合戦原及び上土取 | 南耕土、西中耕土、中北 | 瀬、西山下、舘下、紅葉、 |             | 加茂川、大久保、室原、 | 国務、増門、竹の内原、 | 出席、四石田原、岡田坪、 <br>  北川袖、北の原、宿原、 | 大半、小半、点瓣(果白   |              | 亘理郡山元町のうち |     |             |              |             |             |             | 谷地及び鳥矢崎     | 原、前原、新釜、北原、 | 苺、荒浜、逢隈高屋(中 | 字荒浜、字花      | 亘理郡亘理町のうち | 蒸         | 北上、北下、分残及び上 | 砂浜、南上、南中、南下、 | 内浦、村、道上、道下、 | 地、通橋、大谷地、塩田、 | 賀畑、小橋、板橋、浜谷 | 吉田(原、大塚、流、須   | 新海岸、大塚及び上釣)、 | 原、小橋、大橋、舟入、 | 字苺里、字苺浜、長瀞(南 | 亘理郡亘理町のうち | (略) | 尻 <u>及び北畑</u> ) |
| _                                     |                          |                            |             |              |             |             |             |                                |               |              |           |     |             |              |             |             |             |             |             |             |             |           |           |             |              |             |              |             |   |              |             |              |           |     |                 |
|                                       |                          | 山下駐在所                      |             |              |             |             |             |                                |               |              |           |     |             |              |             |             | 荒浜駐在所       |             |             |             |             |           |           |             |              |             | 第11月71       | 来ロロシ田       | ()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>()<br>( |              |             |              |           |     |                 |
| / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | 場)、八手庭、山寺(山下、石田、古屋敷、物見前、 | 耕土、北、梅田、蟹田、<br>桜田、合戦原及び上土取 | 南耕土、西中耕土、中北 | 漸、西山下、舘下、紅葉、 | 中島、南下高瀬、北下高 | 加茂川、大久保、室原、 | 国後、増門、竹の内原、 | 出席、四石田原、田田神、田川油、北川油、北の原、宿原、    | 大半、小半、 高麗(果石) | 浅生原(砂押を除く。)、 | 亘理郡山元町のうち | 前原) | 鳥南、鳥屋崎、中原及び | 東側地域)、鳥西、鳥東、 | 新谷地(常磐自動車道の | の東側地域)、新前原、 | 新篠子橋(常磐自動車道 | 側地域)、北原、新釜、 | 堂東(常磐自動車道の東 | 苺、荒浜、逢隈高屋(石 | 字荒浜、字鳥屋崎、字花 | 亘理郡亘理町のうち | 塚、下塚及び北畑) | 北上、北下、分残、上  | 砂浜、南上、南中、南下、 | 内浦、村、道上、道下、 | 地、通橋、大谷地、塩田、 | 賀畑、小橋、板橋、浜谷 | 吉田(原、大塚、流、須   | 新海岸、大塚及び上釣)、 | 原、小橋、大橋、舟入、 | 字苺里、字苺浜、長瀞(南 | 亘理郡亘理町のうち | (略) | 尻)              |
| _                                     |                          |                            |             |              |             |             |             |                                |               |              |           |     |             |              |             |             |             |             |             |             |             |           |           |             |              |             |              |             |   |              |             |              |           |     |                 |

| <u>八山</u> 、石壁、 |              |              |             |             |             |    |     |
|----------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-------------|----|-----|
| 治田、 治田、        | 谷原、石垣、的場、南原、 | 八山、石堂、赤坂、沼田、 | 堂目木、作田山、山下町 | 東、上籠田、南籠田、北 | 籠田、大道及び新山)、 | 鷲足 | (略) |

堂目木、作田山、山下町 谷原、石垣、的場、南原、 入山、石堂、赤坂、沼田、 籠田、大道及び新山)、 東、上籠田、南籠田、北 (器)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

斝

この規則は、公布の日から施行する。

## 〇宮城県公安委員会告示第41号

おり委嘱した。 城県公安委員会規程第1号)第3条の規定により、令和4年4月1日付けで、少年指導委員を次のと 指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条及び少年指導委員運営規程(昭和60年宮 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項、少年

宮城県公安委員会告示第35号は廃止する。 なお、令和2年宮城県公安委員会告示第49号、令和2年宮城県公安委員会告示第145号、令和3年

令和4年4月1日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

| 展  | 華     | 亘                 | 田                       |            | 中                                | 个                                     | 果    |
|----|-------|-------------------|-------------------------|------------|----------------------------------|---------------------------------------|------|
| 美  | *     | 뽡                 | +                       |            | 藤                                | 田                                     |      |
| 第子 | 永 久次郎 | 零一郎               | 業                       |            | 連<br>可                           | 英子                                    | 24   |
|    |       |                   |                         |            | 日然末日口:人口が由上日久土を 022 - 222 - 7171 | 仙台市青葉区五橋一丁目 3 番19号<br>守時目小台山山鑿寂翠在汪安冷調 | 連絡先  |
|    | 由指尺炎  | 県仙台中央警察署の<br>等離では | 下「条例」という。)<br>別表に規定する宮城 | 城県条例第32号。以 | る条例(昭和29年宮                       | 警察署の名称、位置                             | 活動区域 |

|              | 通                                  | 畫  | 旌  | 衮            | 固                            | 弁                | ř   | 蒸  | 會        | 苯  | [1] | 朮  | III                          | 换               | 左  | 牆   | Ш   | 祵                                       | 趎              |
|--------------|------------------------------------|----|----|--------------|------------------------------|------------------|-----|----|----------|----|-----|----|------------------------------|-----------------|----|-----|-----|---|----------------|
|              | 兴                                  | 田田 | 綦  | 綦            | 本                            | 泰                | Ħ   | 理  | *        | 15 | 盖   | 庫  | 項                            | 帝               | 埋  | 藥   | 1   | 藤                                       | 当              |
|              | 格子                                 | 減し | 葉子 | 784          | 由起子                          | 千 半              | 三知子 | 瓣  | 宏 宜      | 中級 | 志津子 | 千枚 | 美樹                           | A<br>一          | 河  | 炒   | 真理子 | 4                                       | 千 車            |
|              |                                    |    |    | 022-246-7171 | 仙台市太白区長町六丁目2番7号              |                  |     |    |          |    |     |    |                              |                 |    |     |     |   |                |
|              |                                    |    |    | の管轄区域        | 条例別表に規定する宣は自仙台南警察署           |                  |     |    |          |    |     |    |                              |                 |    |     |     |   |                |
| 田            | 加力                                 | 田  | h  | 瓸            | 画                            | 画                | 佐々  | 樂  | ÷        | 対  | 啪   | E  | ÷                            | 祵               | #  | 兼   | 4+  | 佐                                       | #              |
|              | ➾                                  | 李  | 本  | 联            | 檶                            | 檶                | *   | 田田 | 班        | 漸  | 墠   | П  | 埋                            | 쿓               | 荗  | E   | ᅱ   | 쿓                                       | 傘              |
| 草            | 元素                                 | ## | 推  | 絡            | 美喜子                          | TII              | 佳世子 | 돠  | VII.     | 画  | 浴木  | 河口 | 雅                            | 级               | 性  | 里江子 |     | みよ子                                     | 搜              |
| 4            | 性                                  | 4  | 4  | 4            | 4                            | 旦                | 4   | 픠  | <b>H</b> | 無  | 杖   | П  | 피                            | +               | ** | 4   | 4   | 4                                       | 中              |
| 022-390-7171 | 仙台市若林区荒井東一丁目8番地の2<br>宣낢直芸林警察署生活安全課 |    |    |              | 日郊界水昌东省王田关王林<br>022-375-7171 | 仙台市泉区泉中央一丁目2番地の5 |     |    |          |    |     |    | 1998年日本書來有上日久王來 022-231-7171 | 仙台市宮城野区南目館21番1号 |    |     |     | 日% 不再日 九昌 ※ 右 上日 冬 土 № 022 - 233 - 7171 | 仙台市青葉区昭和町3番13号 |
| i<br>と<br>i  | 38番地の2                             |    |    |              |                              | 岜の5              |     |    |          |    |     |    |                              |                 |    |     |     |   |                |

| '/ 1-  | /ДН І  | 1 1/,                           | , 1 🖂                                   | 717.11  | <u> </u>                            |                  | <u> </u>                           | -720                                  |   | •                              |    | TIA |                  |                                   |                  |                                |     | Nanan |    |
|--------|--|---------------------------------|---|---|-------------------------------------|------------------|------------------------------------|---------------------------------------|---|--------------------------------|----|-----|------------------|-----------------------------------|------------------|--------------------------------|-----|-------|----|
|        | 1  |                                 |   | T   |                                     |                  | 1                                  |                                       |   |                                |    | 1   |                  |                                   | 1                |                                | 1   |       |    |
| 墨      | 叫什   | 7                               | 蕻                                       | 300   | 祵                                   | 左                | 苹                                  | 発                                     | 祵   | 7>                             | 拍  | 拉   | 珂                | 阿                                 | 拉                | 烴                              | 田   | 读     | 2  |
| 惑      | 田  | *                               | *                                       | ➾   | 檶                                   | 쿓                | 埤                                  | 眾                                     | 檶   | 墠                              | 輾  | 쿓   | 票                | 퍉                                 | 綦                | 쿓                              | 4   | 藥     | 7  |
| 米      | 告  | 香                               | 買                                       | $\star$   | 型計                                  | 関                | 龥                                  | 额                                     | 久美子   | ζ <del>±</del>                 | 井田 | 美代子 | 無                | 2                                 | 真紀子              | 珊                              | 汽   | かおり   | \$ |
|        | #  | Ħ                               | 墨                                       | 盡   | 器                                   | l                | l                                  | 票                                     | #   | 裁                              | 4  | 4   | ļ                | 4                                 | 4                | *                              | 4   | 5     |    |
|        | 1998年6日 1998年11日 8年12年 1998年11日 8年12年 1998年11日 8年12年 1998年11日 1998 | 石卷市山下町一丁目6番20号<br>宣禄目五卷整察罗在还安全舞 |   | 日 地 不   | 黒川郡大和町吉田字北谷地27番地の1<br>宮城県大和警察署年活安全課 |                  |                                    |                                       | 日然沒有自己直沒在工程及土民(0223-22-434)                           | 岩沼市末広二丁目1番23号<br>宣は目号辺整変異生活な今舞 |    |     |                  |                                   | 022 - 362 - 4141 | 塩竈市北浜四丁目6番41号<br>宣献目塩祭整察累生活完全舞 |     |       |    |
|        | 世  | 条例別表に規定する 宣瑞直石巻警察駅の             |   | 日 % 不 × 日 回 ※ 日 × 日 × 日 × 日 × 日 × 日 × 日 × 日 × 日 × 日 | 条例別表に規定する 宣낾県大和警察署の                 |                  |                                    |                                       | 音轉区域  | 条例別表に規定する                      |    |     |                  |                                   | 章 据区域            | 条例別表に規定する 宣낾目塩釜整察果の            |     |       |    |
| tells. |  |                                 | T                                       |   |                                     |                  |                                    |                                       |   | Na                             |    |     |                  |                                   |                  |                                |     |       |    |
| 會      | 嶽  | 上                               | 植                                       | F   | <b>→</b>                            | 須見               | 尾月                                 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | Ħ   | 春                              | 本  |     | 徐                | 藤儿                                | E                | 佐ョ                             | +   | +     | 1  |
| *      | F  | 区                               | 施企                                      | 奉   | 理                                   | 暴                | 悉                                  | 河                                     | 脇   |                                | T. | 田   | *                | 河                                 | *                | 標                              | # : | 排     |    |
| 和~     | 4  | 洋                               | 籔                                       | 佳 追   | 千代以                                 | 明                | 哪个                                 | *                                     | 昭太  | とみ子                            | 美  | 舎   | 双显               | · ·                               | 文 リ              | 然                              | 芳   | 樓     | I  |
| Ĭ      | 平  | 4                               | 超                                       | 附   |                                     | 崇                | 愈                                  | 典                                     | 雄   |                                | 梹  | ļ   | 一                | 幽                                 | 75               | 密                              | 辛   | 피     | ā  |
| ロ      | 大崎市古川大宮一丁目1番17号<br>宣は目古川警察駅本法宏令舞   | 0226 - 46 - 3131                | 本吉郡南三陸町志津川字新井田34番地166<br>宮城県南三陸警察署牛活安全課 | ロ 225 - 62 - 3411                                   | 石巻市相野谷字杉ケ崎20番地<br>宣뉆倶河北警察署井浜守仝譚     | 0220 - 52 - 2121 | 登米市登米町寺池目子待井265番地<br>宮城県脊米警察署中活安全譚 |                                       | 口%) 5 年 1 年 1 年 2 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 | 登米市迫町佐沼字中江五丁目11番地5             |    |     | 0226 - 22 - 7171 | 気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地 6<br>宣뉆良与仙辺攀察緊止法安全課 |                  |                                |     |       |    |
| 音輔区域   | 条例別表に規定する  | の管轄区域                           | 条例別表に規定する<br>  宮城県南三陸警察署                | 音轉区域  | 条例別表に規定する                           | 管轄区域             | 条例別表に規定する                          |                                       | 音輔区域  | 条例別表に規定する                      |    |     | の管轄区域            | 条例別表に規定する   食量は                   |                  |                                |     |       |    |

| E   | 开                              | #                             | 拍  | #   | 苹  | 五                     | 五            | 一一                             | 海                               | ÷                | 张            | 加                               | 滚            | 并                               | 4                | *                                 | <del> </del> III | # |  |
|-----|--------------------------------|-------------------------------|--|-----|--|-----------------------|--------------|--------------------------------|---------------------------------|------------------|--------------|---------------------------------|--------------|---------------------------------|------------------|-----------------------------------|------------------|---|--|
| 濟   | <b>W</b>                       | Ķ                             | 驟  | 墨   | 笠  | #                     | E            | 茂                              | 쿓                               | 墠                | 田            | 쿓                               | 쿓            | 픠                               | 李                | 噩                                 | 荗                | 森 |  |
| みや子 | 清裕                             | 举千                            | 文此古                                      | 幸 弘 | 宜博   | 利江                    | 健治郎          | 回浴                             | 明美                              | 弘美               | 樹と           | 富士子                             | 湿 型          | 大 功                             | 栄                | 良太郎                               | みよ子              | 碙 |  |
| 自   | 角田市角田字扇町 5 番地 7 合味目 布田泰舒男件洋心会舗 | 自然於日生會於有工日矣土所<br>0224-25-2138 | 白石市大平森合字清水田 4 番地 1 合体目占石 整 宏 累 化 子 全 全 重 |     | ロ 地元 ハワ 小 自 元 有 土 日 久 土 IP<br>0224 - 53 - 2211 | 柴田郡大河原町字小島21番地8       | 0229-63-2311 | 加美郡加美町字町裏103番地 1 守禄目加美整察駅在法会会理 | 自然深畅 J 自然有工证及主体<br>0229-82-2249 | 大崎市鳴子温泉字車湯92番地12 | 0228-22-1101 | 栗原市築館字留場中田201番地 2 宣掃直統館警察聚准法完全罪 | 0228-32-3111 | 栗原市若柳字川北原畑 4 番地 4 守禄间共補整数要在注意令罪 | 0229 - 33 - 2321 | 遠田郡美里町藤ケ崎一丁目81番地<br>宮城県遠田警察署生活安全課 |                  |   |  |
| 音   | 条例別表に規定する 合計目名日教授関の            | 音樂系口和言系名》                     | 条例別表に規定する                                |     | の管轄区域  | 条例別表に規定する   合味目十河百数変異 | 音轄区域         | 条例別表に規定する                      | 音轉区域                            | 条例別表に規定する        | 管轄区域         | 条例別表に規定する<br>  食時直銘館整絃要の        | 管轄区域         | 条例別表に規定する                       | 管轄区域             | <br>  条例別表に規定する<br>  宮城県遠田警察署の    |                  |   |  |

亘理郡亘理町字旧館61番地21 宮城県亘理警察署生活安全課 0223-34-2111

条例別表に規定する 宮城県亘理警察署の 管轄区域